

平成二十三年七月二十六日受領
答弁第三一七号

内閣衆質一七七第三一七号

平成二十三年七月二十六日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に対する外務省の対応等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国

漁船船長の証言に対する外務省の対応等に関する再質問に対する答弁書

一、三及び五について

在外公館は、外国報道機関による我が国に関連する報道等について情報収集を行い、公電等によつて外務本省に対する報告を行っており、これら報告文書については、外務省として適切に保管している。また、これら報道への対応については、その事実関係や影響等を総合的に勘案して、適切に対処している。

二、四、六及び七について

お尋ねの「我が国の国益がどう害される」の趣旨が必ずしも明らかではないが、先の答弁書（平成二十三年七月十二日内閣衆質一七七第二九一号）で述べたとおり、外務省として、個別の報道への対応については、その事実関係や影響等を総合的に勘案して、適切に対処している。